

令和7年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市）
基礎調査業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業（びわこ文化公園都市）基礎調査業務

2 業務の目的

びわこ文化公園都市は、大津市と草津市に跨り、文化・芸術・医療・福祉・教育・研究・レクリエーション等の多様な施設、都市機能が集積するエリアであり、周辺地域も含めた大津湖南エリアは全国的に人口減少が深刻化する中にも依然として人口の増加が見られる成長力のある地域となっている。一方で、本エリアは、慢性的な道路渋滞やそれに伴う路線バスの定時性・速達性の低下、朝夕ラッシュ時間帯等における公共交通機関の混雑、運転士不足や経営難を要因とする公共交通機関の減便、エリア内での周遊交通手段の不足など、交通課題が顕在化している。

これらの課題に対応し、びわこ文化公園都市を含む大津湖南エリアの魅力を高め、滋賀県全体を牽引する地域として持続的な発展を実現するためには、道路環境整備、公共交通ネットワークの利便性向上・最適化、新たなモビリティの導入などにより、地域特性に応じた適切な交通ネットワークを構築することで、マイカー利用から公共交通利用への利用転換を促し、道路渋滞の解消を含めて円滑な都市交通環境を実現することが必要である。

上記を踏まえ、本県では令和7年度から複数年を想定して「びわこ文化公園都市・交通活性化プロジェクト」として、短期・中期・長期の施策を検討し、可能なものから順次着手・実施することとしている。また、本県と関係行政機関、交通事業者等で構成する「びわこ文化公園都市・交通活性化タスクフォース」を設置し、関係機関と連携した施策の推進を図ることとしている。

「びわこ文化公園都市・交通活性化プロジェクト」(※) で検討を予定する施策のうち、「バス交通等の利便性向上・最適化」、「将来的な新モビリティの導入」については、多方面での調整が必要となることから、中長期施策として検討を進めることとしており、令和7年度においては、取組検討初年度の基礎的な調査・検討として、現況を整理するとともに、施策立案と導入可能性の検討、実施にあたっての課題整理等を行うことを目的とする。

※【別紙】びわこ文化公園都市・交通活性化プロジェクト概要参照

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 業務の内容

(1) 業務概要

- ア. びわこ文化公園都市・周辺エリアにおけるバス交通等の利便性向上・最適化に向けた調査・検討
- イ. びわこ文化公園都市・周辺エリアにおける新モビリティの導入に向けた調査・検討

(2) 業務内容

- ア. びわこ文化公園都市・周辺エリアにおけるバス交通等の利便性向上・最適化に向けた調査・検討

当該エリアでは、複数事業者により県内でも屈指の充実したバス路線網が形成されているが、道路渋滞に起因する定時性・速達性の低下、朝夕ラッシュ時間帯等における輸送力不足、運転士不足や収支悪化等を要因とする減便、施設間をつなぐ路線が不十分であることなど、課題が顕在化し、今後

の悪化も懸念されることから、これらに対応した地域交通の利便性向上・最適化に向けて、バス走行環境の改善、路線の再編、共同運行等の実現に向けた基礎的な調査・検討を行う。

■調査検討内容

①バス路線の現況整理

・運行事業者、ルート、ダイヤ、運賃等の現況について整理を行う。

②バス走行環境改善の可能性検討

・道路渋滞等を要因としてバスの定時性・速達性の低下がみられることから、定時性・速達性の向上を目的として、バス優先施策や道路渋滞解消等、バス走行環境改善の可能性についてソフト・ハード両面から検討を行う。

・具体的には、主要なバスルートとなっている一般道（南草津駅～立命館大学、瀬田駅～龍谷大学・滋賀医科大学、山手幹線を想定）を対象として、信号調整や TDM・MM 等による道路渋滞解消、バス優先レーン・バス優先信号機等の導入可能性の検討、実施にあたっての課題整理、令和 8 年度以降での検討の深度化に向けた調査項目等の検討を行う。

③地域交通最適化の可能性検討

・当エリアは、複数の交通事業者がバス路線を運行しており、重複するエリアがある一方で、龍谷大学エリアと立命館大学エリアを横につなぐ路線が設定されていない、地域によってはバス停が遠いまたは運行本数が少ないなどの課題があることから、これらの課題を解消するために、地域交通の最適化を図る施策の実施可能性について検討を行う。

・具体的には、バス事業者のリソース（車両・運転士等）を考慮しつつバス路線の再編案（特に、びわこ文化公園都市を横繋ぎするルートを含む）を作成するほか、タクシー等他の交通モードとの組み合わせ等も含め、利用者の利便向上や交通事業者間での調整を図るための手法や仕組み（公設民託方式、運行・運賃の共同化、共通バス、エリアバス、収益調整等を想定）の当エリアへの導入可能性の検討、実施にあたっての課題整理、令和 8 年度以降での検討の深度化に向けた調査項目等の検討を行う。

イ. びわこ文化公園都市・周辺エリアにおける新モビリティの導入に向けた調査・検討

当エリアの道路渋滞やバスの混雑等を解消し、円滑な都市交通環境を実現して、県全体を牽引するエリアへと発展させるためには、より定時性・速達性・輸送力の高い基幹的な新モビリティの導入についても検討を進める必要があることから、新モビリティのルートや交通モードの検討を行うための基礎的な調査・検討を行う。

■調査検討内容

①新モビリティのルート案・交通モード案の検討

・BRT や LRT の他、普通鉄道、モノレール、新交通システム、ロープウェイ等、中量輸送機関を想定し、県による過去の検討結果も踏まえて、新モビリティのルート案・交通モード案を複数パターン作成した上で、各パターンのメリット・デメリットの整理や、令和 8 年度以降での検討の深度化に向けた調査項目等の検討を行う。

5 業務の進め方

- (1) 本業務の受託者は本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し監督職員の指示を受けなければならない。
- (3) 受託者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告を行わなければならない。

6 資料の貸与

本業務の施行に際し、必要な資料は可能な限り提供または貸与する。

7 成果物

受注者は、業務結果をとりまとめ、下記に定めるとおり成果物を納品すること。

- (1) ①報告書概要版：成果の骨子および主たる図表等を取りまとめたもの（紙A4版）各10部
②報告書本編：業務全般の内容、成果等をわかりやすく整理したもの（紙A4版）各10部
③参考資料：報告書記載内容にかかる主要なバックデータ（電子データのみ）
④報告書電子データ一式（①～③をCD-Rにデータを収め3部）

- (2) 納品

納品場所は、滋賀県土木交通部交通戦略課とする。なお、(1)の④報告書電子データはCD-Rの他、委託者が指定するストレージ等でも納品を行うこと。

8 運営管理

受託事業者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

9 業務履行にあたっての条件および留意事項

- (1) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。
- (2) 実際の契約内容については、調整・変更する場合がある。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、滋賀県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、これを定めるものとする。
- (5) 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、当事業の成果物は滋賀県へ引き渡すこととし、成果物の所有権は、滋賀県への引渡し completed したときに滋賀県に移転するものとする。
- (8) 当事業に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、原則、成果物の引渡しをもって滋賀県に譲渡されるものとし、また、著作者は成果物に係る著作人権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託事業者において負うものとする。
- (9) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託事業者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (10) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (11) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (12) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、全て受託事業者の責任と負担により、原状回復、およびその他賠償等について対応すること。